

就学援助制度のご案内

一宮市では、経済的な理由によってお子さんを小中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に対し、学校でかかる費用（給食費や学用品費等など）の一部を助成する就学援助制度を設けています。

1. 就学援助の対象となる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 市民税が非課税または減免された方（世帯全員）
- (3) 個人事業税又は固定資産税が減免された方（火災、地震等災害によるもの）
- (4) 国民年金の掛金の減免を受けている方（保護者全員）
- (5) 国民健康保険料の減免を受けている方
- (6) 児童扶養手当を受けている方
- (7) 生活福祉資金貸付を受けた方
- (8) 失業対策事業適格者手帳を持っている方
- (9) 職業安定所登録日雇労働者である方
- (10) その他の理由で経済的に困っている方

※この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入が減少し、生計に急激な変化がみられ、学校納入金（給食費など）の支払いが困難な場合は、世帯状況によって令和2年度中は認定となることがございます。まずは一宮市教育委員会学校教育課までご相談ください。

2. 申請について

上記の(3)、(4)、(6)～(9)に該当する方は、証明できる書類等（写しでも可）を添付してください。通常は(10) その他の理由で経済的に困っている方として、前年分（令和2年5月末までの申請は令和元年度分（平成30年分））の所得で認定かどうかの審査をしています。

しかし、前年の所得が多い方でもこの度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的に困っている方は、上記(1)、(2)、(4)～(9)に該当しないか再度ご確認をお願いいたします。証明できる書類がない場合は、現在の世帯の状況をお聞きし、特別な事情を証明する書類を提出していただいた上で審査しますので、申請書の提出前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

3. 認定日について

通常、就学援助の対象となった場合、申請月の翌月1日から認定し、援助を開始しますが、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛要請や学校の休業等の影響を考慮し、令和2年度に限り令和2年5月29日（金）までの申請受付分については、令和2年4月1日認定とします。

また、令和2年度（6月以降に限る）の申請については、申請日の属する月の当月1日を認定日とします。

【お問い合わせ】 一宮市教育委員会 学校教育課（一宮市役所 本庁舎4階）

電話：0586-85-7072



令和2年度 就学援助制度のお知らせ

一宮市教育委員会

就学援助とは、経済的な理由によってお子さんを小中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に対し、学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助する制度です。

<援助の対象となる方>

援助を受けることができるのは、一宮市に住所があり、一宮市立の小中学校に通学する児童生徒の保護者の方で、次のいずれかに該当する方です。

1. 現在、生活保護を受けている方

就学援助を受給するには、申請書の提出が必要です。学校を通して申請書を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。

2. 下表のいずれかにあてはまる方

対象となる方	申請に必要な証明書類
①世帯全員の市民税が非課税又は減免された方 * 単身赴任等で別に居住している児童生徒の保護者についても同一世帯とみなします	令和元年から引き続き一宮市に住所がある方は不要 【注1】 ※令和2年1月2日以降に一宮市に転入した方は、令和2年1月1日現在住んでいた市町村で発行された非課税証明書等が必要。
②児童扶養手当が支給されている方 * 特別児童扶養手当は対象になりません	「児童扶養手当証書」(写) ※申請中は対象になりません
③国民年金の掛金が免除された方 * 若年者納付猶予を除きます	「国民年金保険料免除申請承認通知書」(写) ※ただし、保護者全員分が必要
④固定資産税又は個人事業税が減免された方 * 減免理由が火災、地震等の災害によるもの	税額変更や減免がわかる通知書(写) (承認時に届いた書類)

【注1】令和2年5月末までの申請では、令和元年度分(平成30年分の所得)が対象になりますので、平成31年1月2日以降に一宮市に転入した方は平成31年1月1日現在住んでいた市町村で発行された非課税証明書等が必要になります。

※下記 ① ②にあてはまる方は、別途書類が必要

- ①ひとり親家庭の場合＝ひとり親家庭とわかる書類(児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、一宮市遺児手当決定通知書、母子・父子家庭等医療費受給者証など)
- ②同一世帯に障害のある方がおられる場合＝障害者とわかる書類(障害者手帳や療育手帳など)

3. 上記1、2に該当しない場合で、世帯全員の所得合計額が教育委員会の定める基準額以下の方

(1) 基準額(所得金額)のめやす

世帯人数	家族構成例	総所得
3人	父(30代)、母(30代)、子(小学生)	235万円程度
4人	父(30代)、母(30代)、子(小学生)、子(幼児)	265万円程度

総所得額はあくまで申請にあたってのめやすとしてください。家族構成、年齢等により基準額が世帯ごとに異なりますので、ご不明な場合は学校教育課へお問い合わせください。

- (2) 市民税・所得税の申告を必ず済ませてください。市民税等の申告をしていない場合は、所得の審査ができません。収入がない場合も申告が必要です。(ただし、税法上の扶養に入っている場合は、申告の必要はありません。)
- (3) 世帯全員とは、血縁であるにかかわらず、申請書提出時における住民票上の世帯構成員の方全員のことを指します。ただし、単身赴任等で別世帯等になっている児童生徒の保護者についても同一世帯とみなし、その方の所得も世帯所得に含むことになります。
- (4) 給与所得の方(サラリーマン、パート等)の総所得は、支払金額(給与の支払総額)から給与所得控除額を引いた後の金額です。事業所得の方(自営業等)の総所得は、収入の総額から必要経費を差し引いた金額です。ひとり親世帯、障害者との同居世帯は、世帯の総所得から特別控除が可能です。

裏面もあります。必ずお読みください。

4. その他、経済的理由により、特に援助が必要であると認められる方

※このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が減少し、生計に急激な変化がみられる場合、世帯の状況により令和2年度中は認定になることがあります。

※申請に際しては、特別な事情を証明する書類の提出が必要になりますので、事前に必ず学校教育課へご相談ください。住宅ローン等の債務の返済については考慮できません。

<申請方法>

就学援助費受給申請書に必要な事項を記入し、押印のうえ、証明書類を添付して**1世帯で1部**ご提出してください。

(1) 申請書配布・提出先・・・教育委員会 学校教育課またはお子さんが通っている学校

(2) 提出期限・・・・・・・・・・・・毎月月末

※通常、就学援助の対象となった場合、申請月の翌月1日から認定し援助を開始しますが、新型コロナウイルス感染症対策による学校の休業等の影響を考慮し、令和2年度に限り、令和2年5月29日(金)までの申請受付分については、令和2年4月1日認定とします。また、令和2年度中(6月以降に限る)の申請については、申請日の属する月の当月1日を認定日とします。

(3) 申請に必要な物・・・・・・・・申請書、印鑑、申請理由を証明する書類、申請者の口座のわかるもの

※学校に申請書を提出される時、兄弟姉妹で小学校と中学校へ通っている場合、小学校へ提出してください。

※書類不備(記載もれ、証明書類の添付もれ、市民税未申告など)の場合、審査ができず否認定になります。

<審査結果>

審査結果は、申請者(保護者)あてに郵送します。認定区分は、「**準要保護**」です。生活保護を受けている方は、生活保護開始日から「**要保護**」です。

<援助の種類>

○学校給食費 ○学用品費等 ○校外活動費 ○修学旅行費 ○新入学学用品費【注2】

○生徒会費 ○PTA会費 ○クラブ活動費 ○医療費

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが支給となります。

※学校給食費、医療費を除く就学援助費は、保護者の方の口座に教育委員会から振り込みます。

※学校給食費は、学校口座へ直接振り込むため、認定月の翌月から保護者の方の負担はありません。

※生徒会費とクラブ活動費は、中学校のみ対象となります。クラブ活動費として対象となるのは、中学校の部活動に所属し、学校で集金する協会・連盟登録費の個人が負担する実費分のみです。

※医療費は、学校の健康診断等で学校保健安全法の対象となる疾病について治療指示がでた場合に対象となります。医療機関に直接支払いますので、保護者の方の負担はありません。

※就学援助費の振込予定や金額については、審査結果通知とともにお知らせします。

【注2】 新入学学用品費は申請受付期間が決まっており、期限を過ぎると対象になりません。

<注意事項>

- ・ 就学援助は、学校の集金を免除するものではありません。月々の学校納入金は必ず支払ってください。
- ・ 就学援助は毎年度申請が必要です。続けて認定を受けたい場合は毎年度申請をしてください。
- ・ 認定後、家庭状況に変更が生じた場合(再婚等)や経済状況の好転等により認定要件がなくなった場合は、速やかに学校教育課または学校へご連絡ください。連絡がない場合は援助できなくなり返金していただくこともあります。また、年度途中で認定要件の調査を行い、調査結果により認定できなくなる場合があります。
- ・ 学年費、修学旅行の積み立て等口座引き落としについては、各学校独自の方法で集金しています。集金内容の確認などは、お子さんが通学する学校に問い合わせてください。
- ・ 児童生徒が措置費を支給されている施設に入所している場合や県の里親制度を受けている場合等は、受給できません。

【特別支援教育就学奨励費について】

特別支援学級に就学又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の方に対し、学校でかかる費用(給食費や学用品費など)の一部を援助します。

詳しくは学校教育課ホームページをご覧ください。学校へお問い合わせください。